

事務連絡  
令和3年3月1日

公益社団法人日本医師会  
公益社団法人日本歯科医師会  
公益社団法人日本薬剤師会 } 御中

厚生労働省保険局医療介護連携政策課

オンライン資格確認開始に向けた追加補助の締切等に関する  
リーフレット等の送付について（協力依頼）

日頃より、貴会におかれては、医療保険行政の推進にご協力いただき、厚く御礼を申し上げます。

また、日々の新型コロナウイルス感染症への対応にご尽力いただき、誠にありがとうございます。

「医療情報化支援基金における追加補助に関するお知らせについて（協力依頼）」（令和2年11月30日付保連発1130第4号厚生労働省保険局医療介護連携政策課長通知）において、オンライン資格確認の導入に向けた追加補助や準備作業の手引き等についてご案内をさせていただきました。

今般、令和3年1月に続き、令和3年3月上旬に社会保険診療報酬支払基金から保険医療機関・保険薬局に対して、この追加補助の締切のご案内するリーフレットやオンライン資格確認の導入意向調査へのご協力を依頼する書類等の郵送を予定しております。

つきましては、下記にご配慮の上、当該リーフレット等をお知らせいただき、追加補助の対象要件となる顔認証付きカードリーダーの申請（※）は令和3年3月31日が締切である旨、貴会会員の皆様にご案内いただきますよう、お願い申し上げます。

※ 既に申請済みの医療機関等も追加補助の対応となります。

記

- 1 追加補助の締切を案内するリーフレットについて  
オンライン資格確認の導入に向けて、追加補助の対象要件となる顔認証付き

カードリーダーの申請は令和3年3月31日が締切であること及びオンライン資格確認導入の準備を進めている医療機関・薬局が患者にマイナンバーカードの健康保険証利用に対応する医療機関・薬局であることをお知らせする掲示物の利用方法をお知らせするリーフレットを準備しました。リーフレットの中面は、そのままポスターとして掲示できますので、ご活用下さい。(別添1)

## 2 「オンライン資格確認」導入意向調査について

令和3年3月31日までに顔認証付きカードリーダーをお申込にならない医療機関・薬局を対象に、お申込にならない理由等を調査させていただくことで、今後の支援策の検討材料にすることを目的としています。ご協力の程、よろしくお願い致します。(別添2)

## 3 顔認証付きカードリーダーの提供申請書について

顔認証付きカードリーダーの申請は、原則、医療機関等向けポータルサイトからお申込いただくこととしておりますが、インターネット環境がない医療機関等もあることから、「オンライン資格確認等顔認証付きカードリーダー提供申請書」(別添3)を同封しています。『「顔認証付きカードリーダー提供申請書」利用の際の留意事項』(別添4)を確認の上、ご利用下さい。

以上

### 【問い合わせ先】

厚生労働省保険局

医療介護連携政策課保険データ企画室

白崎・梅田

E-mail: [suisin@mhlw.go.jp](mailto:suisin@mhlw.go.jp)